

特集

平成九年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

第53次生活保護基準の改定

平成九年度の生活保護基準の改定概要は表1のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとした。

一 生活扶助基準

(1) 基準改定率について

平成九年度の生活扶助基準の改定は、従来同様、当該年度の一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する、いわゆる「水準均衡方式」により行った。具体的には、予算編成時に公表され、平成九年度の経済運営にあたっての政府の意見表明である「政府経済見通し」における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎として、前年度まで

の一般国民の消費水準との調整を行い、標準三人世帯の改定率を二・二%としたものである。なお、この水準均衡方式は昭和五十八年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申において、「家計調査の所得階級別消費水準を詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当である。」との評価がなされたことにより、昭五十九年度の基準改定から、それまでの格差縮小方式に替えて採用しているものである。

(世)民間最終消費支出とは、主に、毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するた

めの支出の総計(ただし、土地、住宅の購入等は含まない)を表わす国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

なお、本年四月一日からの消費税率引き上げによる物価への影響については、前述した民間最終消費支出の伸びが、実質的な消費の伸びだけでなく、消費者物価への影響等を含めた名目の伸び率によっていることから、これに準拠した基準改定は消費税による影響についても適切に反映されたものとなっている。

(2) 世帯人員別基準について
世帯人員別の生活扶助基準につ

いては、家計の弾力性に乏しい少数世帯の特性や世帯人員別の消費構造の差異を勘案し、一般世帯における世帯人員別の消費支出の実態に合わせるよう是正を図ることとした。

(3) 高齢者の第一類基準の級地間格差是正について
平成元年度に一般高齢者の消費実態、栄養所要量等を勘案して設けた七十歳以上の第一類基準については、級地間格差の是正が未完了であるため、格差が他の年齢階級同様の四・五%等差となるまで、下位枝級地の基準額を据え置いたところであるが、平成九年度においては、消費税率引き上げによる物価への影響を考慮して、所要の改定を行ったものである。

(4) 加算等の改定について
老齢・母子・障害者加算等の各

表1 平成9年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第52次 (8年4月1日)	第53次 (9年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準	円	円	
居宅(1類+2類)			標準3人世帯-33歳男、 29歳女、4歳子
標準3人世帯	158,375	161,859	
期末一時扶助費(居宅)	13,950	14,220	
【加算等】			
妊産婦加算(妊娠6か月以上)	13,600	13,860	
老齢加算			
70歳以上			
(居宅)	17,610	17,940	
(入院・入所)	14,780	15,060	
母子加算			
(居宅)	22,890	23,320	
(入院・入所)	19,230	19,600	
障害者加算			
障害等級1・2級			
(居宅)	26,420	26,910	
(入院・入所)	22,160	22,580	
重度障害者他人介護料	70,050	70,650	
在宅患者加算	13,090	13,340	
人工栄養費	11,750	11,970	
入院患者日用品費	22,800以内	23,230以内	
入学準備金			
小学校	38,500以内	39,200以内	
中学校	44,900以内	45,800以内	
2 住宅扶助基準			
家賃間代等	13,000以内	13,000以内	
住宅維持費	年額118,000以内	120,000以内	
3 教育扶助基準			
小学校	2,100	2,140	
中学校	4,060	4,140	
4 出産扶助基準			
居宅	178,000以内	178,000以内	
施設	137,000以内	140,000以内	
+入院料		+入院料	
5 生業扶助基準			
生業費	40,000以内	45,000以内	
技能修得費	57,000以内	58,000以内	
就職支度費	30,000以内	31,000以内	
6 葬祭扶助基準	166,000以内	171,000以内	大人の基準額
7 勤労控除			
基礎控除(限度額)	32,640	33,260	
特別控除	年額148,400以内	年額151,200以内	
新規就労控除	10,200	10,400	
未成年者控除	11,400	11,600	
不安定就労控除	8,000	8,000	

表2 平成9年度生活扶助基準（月額）
標準3人世帯（33歳男・29歳女・4歳子）

級地区分	格 差	平成8年度	平成9年度	改定率
1級地—1	100.0	158,375円	161,859円	2.2%
1級地—2	95.5	151,248	154,575	
2級地—1	91.0	144,121	147,292	
2級地—2	86.5	136,994	140,008	
3級地—1	82.0	129,868	132,724	
3級地—2	77.5	122,741	125,441	

種加算については、一般的な生活上向分以外の特別の需要に対応するものであることから、従来より、消費者物価の動向等を勘案し改定を行ってきているところである。平成9年度においても、消費税率引き上げによる物価への影響等も勘案し所要の改定を行ったものである。

なお、これらの加算については、

従来、級地間格差是正のための三級地の据え置き措置、また、居宅基準との均衡を図るための入院・入所基準の据え置き措置をとってきたところであるが、平成9年度については、消費税率引き上げによる物価への影響を考慮して、所要の改定を行った。

二 その他の扶助基準について

(1) 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県並びに指定都市及び中核市毎に設定された特別基準が適用できることとなつているが、平成9年度においてもこの特別基準の限度額について所要の改善を行った。

また、住宅維持費については、

労賃の動向、消費税率引き上げによる影響を含めた材料費物価の動向を勘案して所要の改善を行ったところである。

(2) 教育扶助基準

教育扶助基準については、消費税の引き上げによる影響を含めた

学用品費等の物価動向や教育費にかかる経費の支出額を勘案して一・九%の改善を行った。

なお、この基準額の他に、学校給食費、通学交通費、教材費等については、必要な実費が別途支給されることとなつている。

(3) その他

出産扶助、生業扶助、葬祭扶助基準の各基準についても、これらの扶助の性格を踏まえ、各種実態料金の状況、消費税率引き上げによる物価への影響等を総合的に勘案し改善を行ったものである。

また、各種勤労控除についても基礎控除の限度額をはじめとして、特別控除、新規就労控除、未成年者控除についても所要の改善を行った。

三 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成9年度の最低生活保障水準を例示すると、表3のとおりである。なお、こ

で示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合、その実額が適用されること等に留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、十三万一千三百円（東京都最低賃金日額の二十五日分相当）の場合で、二万五千三百円が収入から控除される。

表3 最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男（傷病）、29歳女（就労）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	174,859円	167,575円	160,292円	153,008円	140,724円	133,441円
生活扶助	161,859	154,575	147,292	140,008	132,724	125,441
第1類	107,130	102,310	97,480	92,660	87,850	83,030
第2類	54,729	52,265	49,812	47,348	44,874	42,411
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1. 第2類は、冬季加算（VI区額×5/12）を含む。以下同じ。

2. 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準は、生活保護の基準額に控除額を加えた水準となる。

2. 母子2人世帯【35歳男（傷病）、30歳女（就労）、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	218,424円	209,284円	200,120円	190,970円	176,840円	167,686円
生活扶助	203,284	194,144	184,980	175,830	166,700	157,546
第1類	143,650	137,190	130,710	124,250	117,800	111,330
第2類	59,634	56,954	54,270	51,580	48,900	46,216
教育扶助	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	148,747円	143,962円	136,957円	132,262円	120,177円	115,552円
生活扶助	117,807	113,022	107,197	102,502	96,607	91,982
第1類	68,570	66,000	62,390	59,910	56,230	53,820
第2類	49,237	47,022	44,807	42,592	40,377	38,162
老齢加算	17,940	17,940	16,760	16,760	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	107,608円	104,679円	99,521円	96,673円	86,434円	83,666円
生活扶助	76,668	73,739	69,761	66,913	62,864	60,096
第1類	32,400	31,460	29,480	28,620	26,570	25,790
第2類	44,268	42,279	40,281	38,293	36,294	34,306
老齢加算	17,940	17,940	16,760	16,760	15,570	15,570
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子（小学生）、4歳子】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	198,628円	191,510円	182,728円	175,611円	161,829円	154,692円
生活扶助	158,318	151,200	144,058	136,941	129,829	122,692
第1類	103,590	98,930	94,260	89,600	84,950	80,280
第2類	54,728	52,270	49,798	47,341	44,879	42,412
母子加算	25,170	25,170	23,530	23,530	21,860	21,860
教育扶助	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男（重度障害者）】

	1級地—1	1級地—2	2級地—1	2級地—2	3級地—1	3級地—2
世帯当たり最低生活費	191,607円	185,962円	178,537円	172,902円	160,477円	154,832円
生活扶助	125,467	119,822	114,167	108,532	102,887	97,242
第1類	76,230	72,800	69,360	65,940	62,510	59,080
第2類	49,237	47,022	44,807	42,592	40,377	38,162
障害者加算	26,910	26,910	25,140	25,140	23,360	23,360
重度障害加算	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270	14,270
重度障害者家族介護料	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960	11,960
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

こども未来メッセージ標語集

何でもためしてみたら、
ニコッと笑って！
こどもたちの未来へおけるのメッセージ

- こども未来財団 編 ■
- B6判/152頁●
- 定価 本体1,500円(税別)

こどもたちの夢、希望がいつばいつまったメッセージ集

主な内容

★こども未来メッセージ入賞作品

- 厚生大臣賞
- こども未来財団会長賞
- 全国社会福祉協議会会長賞

★こども未来メッセージ入選作品

- 21世紀の社会へおけるのメッセージ
- 21世紀の自分へおけるのメッセージ
- お父さん、お母さんへのメッセージ
- 21世紀の社会へおける、今、子どもたちに伝えたいこと

★第50回児童福祉週間標語入賞作品

本書は、厚生省、財団法人こども未来財団と社会福祉法人全国社会福祉協議会の主催で平成8年に実施した「こども未来メッセージ募集」の応募作品1,681点のうち、入賞作を含む206点を収録したものです。また、あわせて同年の第50回児童福祉週を記念して募集し入選した標語10点も掲載しています。

こどもたちの21世紀にむけるのメッセージや大人たちがこどもたちに伝えたいことなど、多くの心を打つメッセージが満載されています。

● お申し込みは、書店か、都道府県社会福祉協議会または下記へ。

社会福祉法 入 **全国社会福祉協議会** 出版部 〒100 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03(3581)9511 FAX.03(3581)4666

実施要領の改正

第53次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成九年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。

一 身体障害者の自動車保有

身体障害者の自動車保有の要件を社会情勢の変化に対応して緩和したこと。

〈課第3の12〉

〈解説〉

身体障害(児)者の通院等に要する自動車については、課第3の12において一定の要件に該当する場合は、その保有を認めてきたところであるが、今日の社会情勢の変化等に対応して保有の要件について緩和したものである。

第一に公共交通機関の利用が困難な者として、下肢、体幹、内部障害等により歩行機能に著しい障害を有する者の他に、精神薄弱、

精神障害により公共交通機関を利用することが困難な場合を追加した。

なお、「精神薄弱、精神障害により公共交通機関を利用することが困難な場合」とは、精神薄弱者の多動、精神障害のてんかんが考えられるが、これについては、新たに別冊問答を追加した。

第二に運転者の範囲について、従来は障害者本人又は生計同一者が運転する場合に限定していたが、常時介護者が運転する場合を追加した。

なお、「常時介護者」の範囲については、平成九年度から自動車税、軽自動車税及び自動車取得税において減免措置が行われる「常時介護者」と同様であり、自動車税等の取り扱いについては、既自治省及び障害保健福祉部から各都道府県に通知されているところである。

「常時介護者」の証明は身体障害者の場合には福祉事務所長又は町村長、精神薄弱者の場合は福祉事務所長、精神障害者の場合は保健所長が行うこととなっており、証明を行うに当たっては、申請者から自動車運行計画書、証明書、誓約書等の提出を求めらるることとなっている。

二 夏季施設参加費の支給回数緩和

夏季施設参加費の支給回数の制限をなくしたこと。(局第6-3-1⑤)

〈解説〉

夏季施設は、本来夏季休業中に行われる林間学校、臨海学校を想定していたものであり、学習指導要領で学校行事として認められる遠足や修学旅行と同様、実態的に学校教育の一環として認めることができることから夏季施設参加費を義務教育に伴い必要なものとして位置付けていたものである。

また、その費用については、夏季施設が学校教育の一環として組み込まれ、しかも児童、生徒の全員が参加する場合は、義務的

経費となっており、被保護世帯においては生活費のやりくりの中で対応することはなかなか困難であることからその参加費を認めていくところである。

今回、最近年々回校外活動が行われる場合もあり、その実施については学校の独自性に委ねられていることから、夏季に限定することなく、当該学年の全員が参加する場合には、児童、生徒の健全な育成に鑑み、その参加に必要な最小限度の額を施設参加費として認めることとした。

なお、就学奨励法に基づき支給されるものと重複して支給されることのないよう留意願いたい。

三 被服費等の金額改定

(1) 布団類の支給基準限度額を引き上げたこと。

(局第6の2の(5)の(7))

(2) 保護開始時において現に着用する被服がない者等の平常着等の支給基準限度額を引き上げたこと。

(局第6の2の(5)の(4))

(3) 出産を控えての新生児のための寝具、産着、おむつ等の支給基

準限度額を引き上げたこと。

(局第6の2の(5)のアの(エ))

(4)入院に際しての寝巻等の支給基準額を引き上げたこと。

(局第6の2の(5)のアの(オ))

(5)常時失禁状態にある患者等のおむつ等の支給基準限度額を引き上げたこと

(局第6の2の(5)のアの(カ)及び(キ))

〈解説〉

被服費等の支給基準限度額については、平成九年度からの消費税率引き上げを契機に基準額の改定を行った。

なお、一時扶助は、本来経常的最低生活費の範囲内で賄うべき費用について、予想外の事由により臨時的に多額の需要が生じた場合に対応すべく設けられたものであり、その対象者についても保護開始時、あるいは長期入院後の退院時の場合等限定されたものとなっていること、また、年々の生活扶助の改善によっても生活費のやりくりの幅は拡大されてきているものと考えられることから、一時扶助の認定に当たっては、次官通達6の2の趣旨に十分留意のうえ運

用されるものでなければならぬ。

四 家具什器費の金額改定

家具什器費の支給基準限度額について、二万四〇〇〇円から二万五〇〇〇円に引き上げるとともに、真にやむを得ないと事情によりこの額によりがたいと認められる場合に都道府県知事の承認を得て設定される特別基準額について、四万円から四万二〇〇〇円に引き上げたこと。(局第6の2の(6))

五 教育扶助(学級費)の金額改定

学級費等の支給基準額について、小学校の場合五〇〇円から六〇〇円に、中学校の場合六一〇円から七三〇円に引き上げたこと。(局第6の3の(2))

六 出産扶助の衛生材料費の金額改定

衛生材料費を必要とする場合の加算できる額について、三九〇〇円から五三〇〇円に引き上げたこと。(告別表第5の(3))

七 生業扶助の特別基準

生業費の特別基準額については、六万七〇〇〇円から七万五〇〇〇円に技能習得費の特別基準額については、九万五〇〇〇円から九万七〇〇〇円に引き上げたこと。(告別表第6の7の(1)のア及び(2)のウ)

八 葬祭扶助の死体運搬料の金額改定

葬祭扶助における死体運搬料の限度額を一万六四〇〇円から一万八二〇〇円に引き上げたこと。(告別表第7の(3))

九 検診命令に係る文書料特別基準

検診命令に係る文書料の特別基準を四四〇〇円から四五〇〇円に、障害認定に係るものについては五七〇〇円から五八〇〇円に引き上げたこと。(局第9の4の(5))

十 老人保健施設において給食を受ける場合の給食費

老人保健施設において給食費を受ける場合の給食費については三万六三〇〇円から三万九七〇〇円に引き上げたこと。(局第6の2の(4)のイ)

医療扶助の運営

一 医療扶助の状況

最近の医療扶助の動向をみると、医療扶助人員は昭和五十九年から続いた減少傾向が平成六年度以降微増傾向にあり、平成八年八月現在では、約六十九万二千人が医療扶助を受給しており、被保護人員（約八十八万三千人）に占める割合は七十八・四%となっている。

また、予算額をみると、平成九年度予算では医療扶助費は約六十億円となっており、保護費負担金（約一兆三百十七億円）に占める割合は五十八・三%となっている。

二 医療扶助運営要領等の改正

今回の医療扶助関連通知に係る改正の概要は次のとおりである。

(1) 医療券・診療報酬明細書等の様式改正

医療保険各制度に基づく診療報酬明細書等について、平成九年四

月診療分（五月請求分）から様式の変更が行われることとなっている（療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令）

（平成八年十二月二十四日厚生省令第七十号）、「老人保健施設療養費等の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成八年十二月二十四日厚生省令第七十一号）及び「老人訪問看護療養費、訪問看護療養費等の請求に関する省令の一部を改正する省令」（平成八年十二月二十四日厚生省令第七十二号）。

これら様式の改正に伴い、生活保護法の医療扶助においても、医療扶助運営要領様式二十三号の（一）から様式二十四号までの生活保護法医療券・診療報酬明細書等について所要の改正を行うとともに、用紙の規格についても医療保険各制度と同様の日本工業規格A列四番とすることとした（平成八年十二月二十四日社援保第二

百六十八号）。

また、様式二十六号の二における柔道整復の生活保護法施術券、施術報酬請求明細書についても、同様に日本工業規格A列四番とすることとした（平成九年二月二十八日社援保第二十七号）。

(2) 給付要否意見書の様式改正

医療扶助運営要領様式十八号の一による治療材料、施術（柔道整復、あん摩、マッサージ、はり・きゅう）、移送に係る給付要否意見書については、従来、同一様式により取り扱ってきたところである。しかし、記入、整理及び保管の利便を図る等の観点から、①治療材料、移送②柔道整復③あん摩・マッサージ、はり・きゅうと別葉の様式にすることとした（平成九年二月二十八日社援保第二十七号）。

また、これに関連して、厚生省社会・援護局保護課長通知「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和四十八年五月一日社保第八十七号）を一部改正し、字句の整理を行った。

(3) 消費税率の変更に伴う改正

① 検診命令等にかける文書

料の改正

平成九年四月一日からの消費税率の変更に伴い、保護の実施要領第九の四の（五）に定める検診料（特別基準）について四千四百円を四千五百円に、障害認定に係る検診料（特別基準）について五千七百元を五千八百円にそれぞれ引き上げ、また、医療扶助運営要領第三の（五）に定める老人保健施設療養費病状検査料の診断書料（特別基準）についても四千四百円を四千五百円に引き上げることにした（平成九年三月三十一日社援保第八十四号）。

② その他の改正

平成九年四月一日からの消費税率の変更に伴い、身体障害者福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準（昭和四十八年六月厚生省告示第百七十一号）等の一部が改正されたことから、医療扶助運営要領第三の六の（三）のイ（イ）にある治療材料費について百分の百一・八を百分の百三に改正した。また、同様に職業安定法施行規則（昭和十二年労働省令第十二号）の一部

が改正されたことから、医療扶助運営要領別紙第六号に定める看護にかかる受付手数料及び紹介手数料について五百四十円を六百七十円（免稅事業者にあつては、六百五十円）に、百分の十・一を百分の十・五（免稅業者にあつては、百分の十・二）にそれぞれ改正した（平成九年四月一日社援保第八十七号）。

(4) 付添看護の廃止

医療保険各法による付添看護については、平成八年四月一日から最長一年六月以内の期間に限り、例外的に認める取扱いとされている。このため、本取扱いは本年九月をもって終了することとなるが、医療扶助における看護給付についても同様の取扱いとすることとしているので留意する必要がある。

(5) らい予防法の廃止に伴う改正

らい予防法の廃止に関する法律（平成八年法律第二十八号）の施行に伴い、生活保護法とらい予防法との関係部分に係る医療扶助運営要領別紙第二号（四）について、名称の変更等所要の改正を行った。また、ハンセン病療養所入所者

の関係世帯員に対する生活保護法の取扱いについては、厚生省社会局長及び公衆衛生局長の連名通知「らい患者関係世帯の世帯員に対する生活保護法の適用について」（昭和二十八年十月二十三日社発第七百二十五号）により実施してきたところであるが、らい予防法の廃止に伴い本通知を廃止し、新たに厚生省社会・援護局長及び保健医療局長の連名通知「ハンセン病療養所入所者関係世帯に対する生活保護法の適用について」（平成八年十一月十一日社援保第二百十八号）を發出した。

(6) 優生保護法の一部改正に伴う改正

優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五号）により、優生保護法が母体保護法と名称が改正されるとともに、優生思想に基づいた諸規定の改正が行われた。これに伴い、生活保護法と優生保護法との関係に係る医療扶

助運営要領第三の一の（三）のオの（イ）と別紙第二号（二）について、「優生手術」を「不妊手術」に改める等所要の改正を行った。

また、これに関連して、厚生省社会・援護局長及び児童家庭局長の連名通知「生活保護法による医療扶助と母体保護法との関係について」（平成八年九月二十五日社援保第八十六号）により、人工妊娠中絶手術に対する医療扶助の適用等医療扶助と母体保護法との関係について、その取扱いを一括整理したところである。

なお、上記通知により取扱いを整理したことに伴い、厚生省社会局長及び公衆衛生局長の連名通知「生活保護法による医療扶助と公衆衛生法規との関係について」（昭和二十九年十一月十七日社発第九百四号）のうち生活保護法と優生保護法との関係の項を削除した（平成八年十二月十二日社援保第二百五十七号）。

三 医療扶助の適正な運営

被保護者の約八割が医療扶助を

受給しており、保護費の約六割を医療扶助費が占めていることから、医療扶助の運営が、生活保護制度全体に与える影響は多大である。したがって、医療扶助の適切な運営を確保していくことが必要であるが、なかでも、実施機関や都道府県等においては、レセプトの審査・点検や指定医療機関に対する指導・検査について、なお一層の充実強化を図っていく必要がある。また、長期入院患者については、医療機関、保健所等の関係機関との密接な連携の上、嘱託医協議、主治医訪問を積極的に活用するなどして、的確な病状把握に努め、社会復帰の促進を図っていく必要がある。

集

特

平成九年度の生活保護、 保護施設等指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

生活保護指導監査の方針等について

生活保護法施行事務監査については、平成六年三月三日社援監第三十六号厚生省社会・援護局長通知において、監査要綱及び監査の実施要領が定められている。

また、各年度ごとに保護の動向、監査結果等にみられる制度運営上の諸問題等を踏まえた指導監査方針が示されているところである。

平成九年度における生活保護指導監査方針等については、本年三

月十二日及び十三日に開催された

都道府県・指定都市社会福祉関係

主管課長会議、生活保護関係係長

会議において、その内容を示すと

ともに、三月二十五日社援監第三

十九号厚生省社会・援護局長通知

をもつて具体的な取り扱いが示さ

れたところであり、以下その概要

について説明する。

一 基本方針

最近の保護動向は、ほぼ横ばい傾向で推移しているが、福祉事務所単位でみると都市部を中心に一部の福祉事務所において増加傾向が認められる。被保護世帯の九〇%以上は、高齢者世帯、傷病・障害者世帯、母子世帯で占められており、これらの多様なニーズを抱える世帯に対する指導

の充

実が重要である。

また、保護の開始・廃止の状況を見ると傷病による開始が八〇%近くを占め、傷病の治癒及び稼働収入の増による廃止が四〇%強となっており、引き続き、病状把握及び就労指導の徹底が重要である。さらに、指導監査結果等からみると、制度の適正な運営に努力されているところであるが、新規開始ケースの資産の把握や活用が不十分、稼働年齢層の者に対する病状把握が不十分等の問題が認められ、稼働収入や各種年金の無申告、過小申告による不正受給が依然として確認されており、引き続き制度

の適正実施が必要である。

以上のような背景のもと、平成九年度の生活保護の指導監査に当たっては、別紙一「都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点」及び別紙二「都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」により、実施することとしている。

また、指導監査の実施に当たっては、画一的、平板的な監査を避け、各福祉事務所における実施体制、管内の保護動向及び地域的特性等、問題点を生じさせている根本的な要因を掌握し、具体的に取組むべき問題点について適切に助言し、福祉事務所自らが主体的に是正改善に取り組むよう指導援助に努めることが肝要である。

特に、問題点を多く抱える福祉事務所に対しては、特別指導監査を実施し、本庁が是正改善の進行管理を行うなど、問題点に応じて重点的かつ継続的に指導する必要がある。

二 主眼事項等

(一) 保護の適正実施の推進

ア 保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底

面接相談に当たっては、懇切丁寧な対応を行い、相談内容を十分に引き出すとともに生活保護制度上の権利、義務の周知の徹底を行うよう指導すること。

また、関係機関との連携を図り、専門的な観点からの助言も参考に、他法他施策の活用についても助言指導するよう指導すること。

さらに、保護の受給要件を確認するため、生活歴、家族構成、病状、収入、資産等の聞き取りの徹底に努め、調査に必要な同意書の適切な徴取を行い、金融機関、生命保険会社、社会保険事務所等の関係先調査、病状把握及び扶養義務者に対する扶養能力などの調査の徹底に努めるように指導すること。

イ 保護受給中における指導援助の推進

(ア) 権利、義務の周知徹底及び

資産、収入の把握

被保護者に対し、生活保護制度の権利、義務の周知徹底を行うとともに、収入申告書の定期的な提出を行うよう指導し、提出された申告書は、その内容の妥当性を検討し、必要に応じて関係先調査を行い、適正な収入認定に努めること。

なお、課税調査については、年一回の一斉点検により収入申告内容の確認を行い、各種年金等についてはその受給権の有無及び受給状況を適切に把握するよう指導すること。

また、扶養能力調査については、事務効率化の観点も踏まえ、被保護世帯と関係の深い者について重点的に調査を行うよう指導すること。

(イ) ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問活動等の推進

個々のケースの実態に即した具体的な処遇方針を樹立させ、ケースの状況に応じた訪問格付を行うとともに、ケースの実態が変化した場合には適時適切な

見直しを行うよう指導する必要がある。特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問格付の見直しを検討し、訪問頻度を高める等の措置を講ずるよう指導の徹底を図るとともに、多様なニーズを有する高齢者等要援護世帯についても指導援助の充実を図る観点から、必要に応じ訪問頻度を高めるなどの措置をすること。

なお、訪問時の不在が続く世帯については、本人来所時に実情を聴取することはもとより、可能な限り世帯員、民生委員等から生活状況等を聴取し、不在理由の確認も含め、生活実態の把握に努めるよう指導すること。

ウ 稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助の推進

稼働年齢層の者については、訪問による生活実態の把握、主治医訪問等による病状調査を行い、就労の可否について十分検討し、その結果、就労が可能な者に対しては、就労意欲の助長、生活習慣の形成等への指導援助を図りつつ、

求職活動報告書の徴取、職業安定所への同行訪問等による就労指導の徹底を図り、自立助長のための積極的な指導援助を行うこと。

また、稼働している場合であっても、病状等から勘案し、就労日数又は就労時間が少ないなど、稼働能力を十分活用していないと考えられる者に対しては、必要に応じ就労先等の関係先調査により就業実態を的確に把握の上、就業日数及び就労時間を増加させるよう指導するとともに、必要に応じ転職指導を行うなど積極的な増収指導を行うよう指導すること。

エ 不正受給防止対策等の推進
不正受給の多くは稼働収入、各種年金、保険金収入、預貯金等の無申告又は過小申告によるものであるが、これら発生要因を検討すると、訪問調査による生活実態の把握、収入申告書の徴取及び申告内容の審査が不十分な事例が少なくない。

このため、収入申告内容に疑義のあるケースについては、申告者に説明を求めるとともに、課税調査を含めた関係先調査による内容

審査を徹底し、福祉事務所の指示に従わないケースについては文書指示を実施するなど厳正に対処するよう指導すること。

また、不正受給が発生した場合は、発生経過と発生要因の分析を行い、その是正改善のための取組状況を報告させる等不正受給防止対策の推進に努めること。

(二) 要援護世帯に対する指導援助の充実

高齢者、傷病・障害者等要援護世帯については、世帯のニーズを的確に把握するとともに、保健、医療、福祉等の関係機関及び地域との連携の強化を図り、個々のニーズに応じた在宅福祉サービス等他法他施策の活用など、自立助長の観点からのケース処遇の充実に努めるよう指導すること。

(三) 組織的な運営管理の推進

ア 計画的な運営管理の推進
生活保護の適正実施を確保するためには、生活保護実施上の問題点を理事者等に理解させるとともに福祉業務所が取り組むべき問題

点、対処方針を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定させ、これに向けて全職員が一体となって組織的に取り組むことが必要である。

また、個別ケースを通して、福祉事務所が抱える問題点を把握するとともに、自主的内部点検等による是正改善に取り組むよう指導すること。

イ 査察指導機能の充実

査察指導員は福祉事務所における制度運営の中心的な役割を担っていることから訪問調査活動の進行管理及びケース審査を徹底するとともに、ケースワーカーに対する助言指導及び処遇困難ケースに対する同行訪問を積極的に行うなど査察指導機能の充実強化を図るよう指導すること。

ウ 実施体制の確保

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員、ケースワーカー等の適正な職員配置に努めさせるとともに、必要に応じ専任面接相談員の配置など面接相談体制の確保について指導すること。

特に、生活保護の適正実施を確保するため、被保護者の増加傾向にある福祉事務所においては査察指導員、ケースワーカーが不足することのないよう保護動向を加味した職員配置について特に配慮する必要がある。

また、小規模福祉事務所については、経験の浅い職員が多いことに加えて事務処理をケースワーカー任せに行っている事務所もみられるので、組織的な対応がなされるよう指導するとともに、実務中心の研修会等実施水準の維持向上のための指導をすること。

(四) 医療扶助の適正運営の確保及び指定医療機関に対する指導等について

ア 医療扶助の適正運営の確保
被保護世帯の大部分が医療扶助を受給しており、これらのケースの処遇に当たっては病状等を的確に把握すること。

また、レセプトの縦覧点検等により病名、診療日数、受療期間、通院状況等を把握するとともに、訪問調査等により在宅の療養実態

等を把握し、必要に応じて主治医訪問または嘱託医から意見を聴くなど、病状を的確に把握の上、生活指導及び就労の可否等について十分検討し、これに基づき個別具体的な処遇方針を樹立し、適切な指導援助の徹底を図ること。

イ 指定医療機関に対する指導及び検査について

指定医療機関に対する個別指導及び検査に当たっては、管下福祉事務所に対する指導監督等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、指導の実効を期すること。

(四) 福祉事務所の実情に応じた重点的な指導の徹底

被保護世帯が増加傾向で増加要因の分析による対応策の検討を必要とする福祉事務所、指導監督の結果、文書指摘率が全国平均と比べ著しく高い福祉事務所、あるいは社会的経済的事情等により依然められる福祉事務所が見受けられる。

これらの福祉事務所に対しては、実施体制、管内の保護動向、地域的特性及び保護の実施に係る前年度監査結果による指摘事項等を踏まえ、取り組むべき問題点を掌握し、その要因の解析及び改善計画の策定を具体的に指示するなど、福祉事務所の個別事情に応じた指導監督の実施に努めること。

三 指導監督の主眼事項及び着眼点

平成九年度における指導監督は、別紙に示す主眼事項及び着眼点により実施することとしている。

主眼事項及び着眼点は、各監査対象福祉事務所の運営方針及び事業計画、指導監督の事前提出資料等による事前検討並びに所長等幹部職員から保護の運営状況等に関する事情聴取、さらに個別ケースのケース検討を通じ、具体的かつ総合的に検証し、その実施水準を判断する目安を定めたものである。したがって、福祉事務所等に対する指導監督に当たっては、これらを念頭に置き、単に各事項ごと

の問題点の把握にとどまることなく、総合的な分析を行い、その問題の発生した要因を的確に把握して、所要の是正または、改善策を具体的に指示し、実施水準の一層の向上に努めることが重要である。また、指定医療機関に対する個別指導については、別紙第二に示す主眼事項及び着眼点により実施することとしている。

なお、この主眼事項及び着眼点については、各福祉事務所の実施水準に応じて適宜追加して差し支えないこととされている。

四 指導監督に当たつての留意事項

平成九年度の都道府県・指定都市が実施する管下福祉事務所に対する指導監督は、前述のほか、次の事項に留意して実施すること。

(一) 監査の実施方式

指導監督は、保護動向及び前年度監査結果等を踏まえ、各福祉事務所の実情に応じた、監査班、監査日程等により重点的かつ効果的

に実施すること。

ア 一般監査

一般監査は年間の計画に基づき、福祉事務所における生活保護行政の事務全般について行うものであり、原則として全福祉事務所に対し、実地に年一回実施すること。

なお、特定の事項に問題点がある福祉事務所については、その事項に重点をおいて監査を行うこと。

また、ケース検討は、当該福祉事務所の全ケースの概ね一割を目途に実施することとし、その選定に当たっては、次のケースを重点に行うとともに、実地調査はできるだけ多く行い、ケースの実態を的確に把握するよう努めること。

- ① 稼働年齢層の者のいるケース
 - ス
 - ② 新規開始後一年未満のケース
 - ス
 - ③ 高齢者等多様なニーズを有するケース
 - ④ 暴力団関係者等ケース（全ケースを対象とする。）
 - ⑤ 前年度監査において指摘したケースのうち未措置ケース
- イ 特別監査

一般監査のほか、必要に応じ次のような特別監査を行う必要がある。

- ① 特定の事項に問題がある福祉事務所に対して行う特別な監査
- ② 保護動向等に特異な傾向を示す福祉事務所に対して行う特別な監査
- ③ 監査後の状況を確認するための監査

(二) 監査班の編成

監査班は、監査吏員二名以上をもって編成するものとし、特に重要な問題が予想される福祉事務所等の監査に当たっては、主管課長等が、直接その指揮に当たるとの配慮すること。

(三) 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は、毎年度当初にその年度の監査の実施計画を樹立するとともに、実施計画を策定するに当たっては、前年度において実施した監査結果に現れた問題点及び最近における保護の動向等を勘案して監査の主眼事項

を定め、計画的かつ効率的実施について十分留意すること。

(四) 監査実施計画の樹立等

指導監査の実施に当たっては、各福祉事務所ごとの問題点について実地に講評の上、帰庁後速やかに文書をもって通知し、是正、改善について報告を求めること。

また、改善を要する事項の指摘は具体的にを行うとともに、併せて改善方策についても指導し、当該年度中に解決が困難な事項については年次計画により実施させるなど実効ある指導を行うこと。

さらに、指摘を行った問題点に対する是正改善結果については、期限を付して報告させるとともに、必要に応じ係員を派遣してその改善状況を確認すること。

別紙一 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
1 保護の適正 実施の推進 (1) 保護の相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底	1 面接相談時における適切な対応と事務処理 (1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (4) 他他施策活用についての助言・指導は、適切に行われているか。 (5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。 (6) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。 2 保護開始時における調査の徹底 (1) 資産等の把握状況 ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、筆証資料等に基づき十分審査されているか。 また、関係先（金融機関、保険会社、社会保険事務所等）調査等によって十分に検証・確認されているか。 イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。 ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。 (2) 病状把握の状況 病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。 (3) 扶養義務履行の指導状況 ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。 イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程

度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。
ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。

エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。

オ 別世帯の健康保険等の被扶養者、税法上の扶養控除対象親族、給与の扶養手当等の対象者等として認定されている者に対して、必要な扶養援助が行われているか。

3 関係機関等との連携

(1) 関係部局、民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、公共職業安定所、医療機関等との連携が円滑に行われているか。

(2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分とられているか。

(2) 保護受給中

における指導
援助の推進

ア 権利、義務の周知徹底及び資産、底及び資産、収入の把握

1 権利、義務の周知徹底

被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握
ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に確認されているか。

また、資産の申告内容に変化はないか。
イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

(2) 稼働収入の把握

ア 収入申告書は、定期的に徴取されているか。その際、給与証明書等筆証資料は添付されているか。

イ 収入申告書及び給与証明書等筆証資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。

(3) 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握
ア 収入申告書は適切に徴取されているか。
イ 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険

事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。
また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となった他の年金の受給状況は的確に把握されているか。

ウ 仕送り額等は、的確に把握されているか。

エ 収入申告書の内容確認
収入申告書の内容を確認するため、課税状況調査等の一斉点検の実施について、努力されているか。

(5) 老齢年金等の受給資格の確認
一定の年齢に達した者について、老齢年金等の受給資格について確認されているか。

また、一定の障害の状態にある者について、障害年金等の受給資格について確認されているか。

(6) 扶養能力調査の実施
扶養義務者に対する扶養能力調査は、被保護世帯との関係の深浅、過去の状況等を勘案の上、必要なものについては、適切に実施されているか。

イ ケースの

実態に即した
処遇方針
の樹立と計
画的な訪問
調査活動等
の推進

1 処遇方針の設定
(1) ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処遇方針が的確に樹立されているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。

(2) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しが行われているか。また、処遇の困難なケース等については、関係機関とも連携の上、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。

(3) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。

2 訪問計画の設定

(1) ケース格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。

また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要がある者、多様なニーズを抱える高齢者等に着目し、当該世帯への指導援助の必要性が勘案されたものとなっているか。

(2) 個別のケースに対するケース格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。

また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。

(3) 訪問計画は、ケース格付に基づき適切に策定されているか。

3 訪問調査活動の状況

(1) 訪問調査活動は、既ね計画どおり実施されているか。

特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。

(2) 臨時訪問は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されているか。

(3) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、在宅福祉サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。

(4) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。

(5) 面接すべき者が続かない場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。

また、民生委員、親族等からも、生活状況等の聴取を行うなど、不在理由を確認し、家庭内面接を行うよう努力しているか。

(6) 長期にわたって来所による面接が続く訪問調査活動が行われていないケースはないか。

(7) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。

(3) 稼働年齢層

の者のいるケースに対する指導援助の推進

1 就労阻害要因の把握

(1) 就労阻害要因が的確に把握され、就労意欲の助長、生活習慣の形成等、必要な指導援助が適切に行われているか。

(2) 傷病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等については、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議、必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。

また、検診命令に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。

(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。

2 自立助長の指導状況

(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導援助は、自立更生計画書、求職活動状況報告書の提出等の指導により積極的に進められているか。

(2) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。

また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問等の援助が行われているか。

(3) 自立援助のための各種貸付制度等他施策の活用についての指導が適切に行われているか。

(4) 稼働能力の活用についての指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。

また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。

(5) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少くない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。

また、転職を含む増取指導が行われているか。

(6) 身体的、家庭的条件等に応じた適職指導が行われているか。

3 自立助長ケースの選定
自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースを中心に選定し、自立に向けた積極的かつ重点的な指導援助が行われているか。

(4) 不正受給防止対策等の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。また、必要に応じて勤務先等関係先調査を適切に行うとともに、毎年、課税状況調査等の一斉点検を行うなど、福祉事務所としてできるかぎりの努力が行われているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、文書指示等の措置が行われているか。

2 不正受給ケースに対する措置

(1) 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。また、懸念なケースについては、告発等が行われているか。

2 要援護世帯
に対する指導
援助の充実

- (2) 不正受給の原因分析及び再発防止対策は適切に講じられているか。
- 3 不正受給等の発生原因の把握とその対応状況
- (1) 不正受給等の未然防止を図り、適切な指導援助を行う観点から、法第63条及び第78条適用ケースの発生原因が十分に把握、分析されているか。特に、定期的な訪問調査活動や関係先調査等による世帯の実態把握に問題がないかなど、福祉事務所として取り組むべき問題点の有無が検討されているか。
- (2) 福祉事務所として取り組むべき問題がある場合、その適切な対応が行われているか。
- 1 個別具体的な指導援助の充実
- (1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況
- ア 要援護世帯のニーズに応じ、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業、老人訪問看護制度、老人保健施設及び福祉施設等の各種保健福祉施策の活用は図られているか。
- イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。
- ウ 高齢者、障害者等がある世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。
- エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。
- (2) 母子世帯に対する指導援助の状況
- ア 母親の養育態度、子供の就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。
- イ 子供の進路について、学校等関係機関との連携を図り、適切な指導援助が行われているか。
- ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。
- (3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況
- ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。
- イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、学校等関係機関との連携、近隣住民の協力等による支援体制等幅広い社会資源

3 医療扶助の
適正運営の確
保

- の活用が行われているか。
- ウ 必要に応じ、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。
- 1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況
 - (1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。
 - (2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助が行われているか。
 - (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
 - (4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。
 - 2 レセプトの点検、活用状況
 - (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。
 - また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。
 - (2) 医療費の適正な支払のため、縦覧点検等レセプト点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
 - (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医協議又は本庁協議が適切に行われているか。
 - 3 移送給付等の状況
 - (1) 移送給付
 - ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。
 - また、通院証明書、レセプト等により事実確認は行われているか。
 - イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。
 - なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等、真に止むを得ない者に限って行われているか。

ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。

(2) 入院患者日用品費等給付

入院患者日用品費及び障害年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。

(3) 施術、治療材料給付

あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前申請させ、適切に行われているか。

4 嘱託医等の配置及び活動状況

(1) 嘱託医は週1回程度の所内勤務が確保されているか。

(2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。

(3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。

5 本庁協議状況

医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁協議が行われているか。

6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況

(1) 医療扶助の決定に当たり、社会保険等他法が適用されるものであるか否かについて確認がされているか。

(2) 患者の病状等に応じ、精神保健福祉法、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。

特に次の点について、関係機関と連携が図られ、確認がされているか。

ア 精神科受診ケースについて、精神障害者保健福祉手帳申請の可否についての検討が行われているか。

イ 精神科の外来通院について、精神保健福祉法第32条の適用について検討が行われているか。

4 組織的な運営

営管理の推進

(1) 計画的な運営

営管理の推進

1 理事者等の現状認識

(1) 理事者及び所長等は、管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている問題点の現状を十分掌握しているか。

(2) 理事者及び所長等は、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析を行い、具体的な改善策、その対応措置

を講じているか。

(3) 所長等幹部職員は、個別ケースの問題から福祉事務所全体として取り組むべき問題について把握し、その対応策を講じているか。

ア 開始・廃止ケースの状況、並びに問題を抱える開始・廃止ケースの有無について把握し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

イ 法第63条及び第78条適用ケースの発生原因を分析し、福祉事務所全体として取り組むべき問題の有無を把握しているか。

ウ その他、特に問題を抱えるケースについて、福祉事務所全体の問題として把握し、取り組んでいるか。

エ 問題解決のために必要な職員研修を実施し、あるいは、自主的內部点検や適正化対策事業等を実施するなど、その対応策を講じているか。

(4) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の士気高揚に努めているか。

2 運営方針及び事業計画の策定等の状況

(1) 生活保護の運営方針は、ケースワーカー等関係職員が参画して当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で策定され必要に応じ見直しが行われているか。

(2) また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。事業計画は運営方針に基づき具体的かつ実行可能なものとなっているか。

また、関係職員に周知されるとともに、進捗状況が定期的に確認され必要な措置がとられているか。

3 自主的內部点検及び適正化対策事業の実施及び活用状況

(1) 当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的內部点検及び適正化対策事業が実施されているか。

(2) 実施した自主的內部点検及び適正化対策事業の結果を集計するとともに、実施結果について、福祉事務所としての評価がされているか。また、運営方針等に反映されているか。

(3) 自主的內部点検及び適正化対策事業が実施されているにもかかわらず、指導監査等において、依然として、同じ事項が指摘又は

指示を受けている場合、その実施方法の適否について検討しているか。

4 ケース診断会議の活用状況

(1) ケース診断会議は、処遇困難ケースの処遇方針を樹立する場合等必要に応じて速やかに開催されているか。

また、所長等幹部職員が出席しているか。

(2) 会議経過は記録されているか。

また、会議結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。

(2) 査察指導機能の充実

1 訪問計画の進捗管理等

(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。

また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。

(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導を行っているか。

2 ケース審査及び助言、指導

(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導を適切に行っているか。

特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。

(2) ケースワーカーに助言、指導した事項、その経過及び結果について、査察指導台帳に記録される等、何らかの形で記録されているか。

(3) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進捗管理は適切に行われているか。

(4) 査察指導台帳等を作成し、効果的に活用しているか。

3 処遇困難ケースへの対応

(1) 処遇ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し、適切な処遇を行うよう指導しているか。

(2) 必要に応じて、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。

(3) 関係機関等との連携が、組織的に確保されているか。

(3) 実施体制の

1 職員の配置状況

(1) 査察指導員、ケースワーカーは充足されているか。

(2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。

(3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。

(4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。

2 面接相談体制の状況

(1) 専任面接相談員が配置されているか。

(2) 専任面接相談員の配置が困難な場合にあつては、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用など面接相談体制が確保されているか。

3 研修の実施状況

(1) 新任職員、中堅職員等職員の経験年数に応じて生活保護制度の概要、実務、他法他施策等の職場における研修が適切に行われているか。

(2) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。

(3) 県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされているか。

4 経理事務の処理状況

(1) 保護金品の支給手続・返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。

特に、金品等の授受に当たっては、原則として複数の職員で当たるなどの体制がとられているか。

(2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。

(3) 法第63条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。

また、その内容は学証資料等により明確にされているか。

(4) 法第63条による返還金及び法第77条又は第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。

また、未収について、国庫負担金との調停は適切に行われているか。

5 ケース記録等事務処理の管理状況

(1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳

5 福祉事務所
の実情に
応じた
重点的
な指
導の
徹底

- (1) 福祉事務所の実情に応じた取組状況
- (2) 福祉事務所において、それぞれ保護動向について分析が行われ、それに対する具体的な対応策が講じられているか。
- (3) 地域の特性から問題点が認められる福祉事務所においては、その根本的な要因等の分析が十分に行われ、それに対する対応策等が計画的に策定されているか。
- (4) 前年度監査結果による指摘事項について福祉事務所は、その原因についての分析を行い、具体的な改善策が講じられているか。
- (5) 特に小規模な福祉事務所において、保護の適正運営が組織的かつ継続的に確保される体制が取られているか。
- (6) また、実務を中心とした研修やケース事例の研究協議会等、実施水準の維持向上のための努力がされているか。
- 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導の状況
- (1) 暴力団関係者ケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。
- (2) 資産、収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）は、的確に把握されているか。
- (3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組んでいるか。
- (4) また、受給要件は常時見直されているか。
- (5) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。
- (6) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。
- 3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況
- (1) 自動車の保有状況が関係先調査により的確に把握され、保有

主眼事項 医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	着 眼 点
<p>別紙二 都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点</p>	<p>要件の審査が適切に行われているか。 なお、保有容認に当たっては、任意保険の加入についても検討されているか。</p> <p>(1) 保有を認める場合に、本庁協議が必要なケースについては、速やかな協議が行われているか。</p> <p>(2) 保有を認めた場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。</p> <p>(3) 保有が認められない場合の指導指示は、必要に応じ、文書指示により徹底されているか。</p> <p>(4) また、指導指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。</p> <p>(5) 処分が行われるまでの間の使用禁止の指導は、適切に行われているか。</p>
<p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 精神保健福祉法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>特に、精神保健福祉法第32条適用について理解されているか。</p> <p>また、長期入院患者等に対する精神障害者保健福祉手帳の取得等について配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 福祉事務所との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 入院患者日用品費の取扱いは、適切に行われているか。</p>	

保護施設等に係る指導監査方針

平成九年度における保護施設等に係る指導監査方針については、

本年三月十二日及び三月十三日に開催された都道府県・指定都市社会福祉関係主管課長会議、生活保護関係係長会議においてその内容を示すとともに、三月二十七日社援監第四十二号厚生省社会・援護局長通知及び同日付社援監第四十三号厚生省社会・援護局監査指導課長通知をもって具体的な取扱いが示されたところであり、以下の概要について説明する。

第一 保護施設に対する指導監査について

保護施設がその設置目的に沿って、入所者処遇を行うためには、法人・施設が健全な安定運営を確保することが不可欠であり、各都道府県・指定都市及び中核市が実施する指導監査の果たす役割は極めて重要である。今後、保護施設

に対して更に適切な指導監査を実施するために、他の社会福祉施設監査との連携を保ちつつ指導監査体制を整備し、監査結果等から問題が認められる法人・施設に対しては、問題点に対応した重点的かつ継続的な指導を行うことが必要である。

また、指導監査に当たっては、①適切な入所処遇の確保、②必要な職員の確保と職員処遇の充実、③社会福祉法人及び施設運営の適正化の推進、に重点を置き、個々の施設の問題点に着目した効果的な指導監査を行うこと。

なお、指定都市・中核市においては、本年四月一日から社会福祉法人の認可権及び監督権が移管されることとなったので、施設の指導監査と併せて法人に対する指導監査を適切に実施すること。

【指導監査の基本方針】

一 指導監査体制等の充実

保護施設に対する指導監査の実施に当たっては、他の社会福祉施設監査との連携を保ちつつ指導監査体制の整備を図ること。

また、管下福祉事務所に指導監査を委任している都道府県は、監査担当職員の資質向上のため研修を実施すること。

なお、法人・施設の適正な運営確保のため、指導監査は、原則として年一回全施設に対して実施すること。この場合、全施設に対する実地指導監査の実施が困難な場合は、前回の指導監査の結果から、法人の理事会運営、施設運営、入所者処遇及び職員処遇等の全般について良好と認められる施設に限り、選定根拠を明確にした上で、全施設数の二割を限度として書面監査方式等の実施を検討するなど監査の方法を工夫し実施率の向上に努めること。なお、この場合であっても、当該施設に対しては、

二年に一回は実地に指導監査を行うこと。

二 入所者処遇に重点を置いた指導監査の実施

施設運営の基本は、入所者に対する適切な処遇を確保することにあるので、各種のハンディを有する入所者個々人の人権を尊重した適切な入所者処遇が確保されているかに重点を置いた指導監査を実施するとともに、十分な研修等の実施、適切な給与、労働時間の短縮、有給休暇の消化、福利厚生充実等に努め有用な人材の確保及び定着化により、入所者処遇の向上が図られるよう指導すること。

三 問題点を有する法人・施設に対する重点指導

問題を抱える法人・施設に対する指導に当たっては、問題点に対応して重点的、かつ継続的に実施する必要がある、必要に応じて担当課長自らが実地に指導監査を実施するとともに、指導監査結果による指導事項については、期限を付してその是正改善等の措置を講ずるよう指摘すること。

また、指導監査結果による改善

及び指摘事項について必要な改善措置が講じられない法人・施設に對しては、実施機関に新規収容措置の停止等の協力を求めるほか、個々の事例に応じ、社会事業法に基づく改善命令をはじめ、役員了解職勧告及び業務の停止を行うなど厳正に對処すること。

四 指導監査の実施内容の充実

(1) 法人監査と施設監査の同時実施
法人が経営する施設については、法人監査と施設監査を同時に実施してその実効をあげるよう配慮する必要がある。

特に、複数の指定都市・中核市等に所在する法人経営の施設に對する指導監査に当たっては、施設指導を担当する指定都市・中核市と法人指導を担当する道府県が同時に指導監査を実施すること。

また、法人が複数の都道府県において施設を設置している場合については、厚生省及び関係都道府県との連携のもとに指導監査を実施し、監査結果については必要に応じて情報交換を行うことにより、法人に對する共通認識を確保しておく必要がある。

さらに、施設指導担当部門と法人指導部門が異なる都道府県においては、常時綿密な連携を図ることが。

(2) 効果的な指導監査の実施内容
指導監査に当たっては、画一的平板的監査を避け、施設ごとの問題点に着目した効果的な指導監査を行うこと。

また、問題を有する法人・施設に對する指導に当たっては、各事業所管課との組織的な連携を強化するとともに、当該施設に對する指導監査は、年一回に止まらず、重点的かつ継続的に指導すること。

さらに、指導監査の結果は、指摘事項に對しての是正改善状況、法人・施設監査を常に把握し、その進行管理を行うこと。

【指導監査の主眼事項】

法人・施設に對する指導監査については、次の事項を重点的に別紙一に示す「主眼事項及び着眼点」に基づき実施することとする。

一 適切な入所者処遇の確保
入所者に對する食事、入浴、健康管理等の充実、プライバシーの尊重と適切な生活環境の確保、自

立、自活への援助等を充実することにより、入所者の処遇の充実と自立の促進を図るよう指導する必要がある。

そのためには、入所者個々人の心身の状況、日常動作能力等を勘案し、必要に応じて嘱託医等の意見を求める等、専門的判断も踏まえた個別処遇方針を策定することが必要である。

(1) 食事、リハビリ等入所者処遇の充実

入所者の快適な日常生活を確保するよう、個々人の状況に応じた個別処遇方針の策定及び必要に応じての見直し、機能低下を防止するためのリハビリテーション、嗜好調査結果を踏まえた給食の提供、個々人の身体状態に応じた入浴、排泄物等の介助の実施、衛生的な被服及び寝具の提供、適切な保健医療対策の確保等について指導すること。

また、入所者や家族からの相談への適切な対応、家族への必要に応じた情報の提供、家族との交流、家庭復帰への援助について配慮するよう指導すること。

(2) 入所者の生活環境等の確保

入所者は、施設での生活が長期にわたる場合が多いので、ゆとりと楽しみのある入所生活を確保することが重要である。このような観点から、施設の運営に当たって、管理上の都合で入所者の生活を不当に制限することなく、レクリエーション活動、外出・外泊等入所者の意向等を尊重した処遇について配慮するよう指導すること。

(3) 入所者預り金管理の適正化等

自己管理が困難な入所者から預かっている預金通帳と印鑑が、それぞれ別の者によって管理され、また、預り金の払出しに当たって、入所者からの受領の確認をとるなど入所者預り金の適切な管理を行うよう指導すること。

さらに、預り金の収支状況について、入所者に對し定期的に通知するとともに、必要に応じて家族等に通知するよう指導すること。

(4) 自立、自活等への援助

入所者の身体的・精神的条件に応じ、機能を維持し、又は機能の減退を防止するための訓練及び入所者が自ら進んでその障害を克服

し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようになるため、職能的訓練等を行うよう指導すること。また、特に授産施設においては、入所者の障害等に応じた作業種目の採用、適切な作業環境の確保について十分配慮されるよう指導すること。

(5) 必要な職員の確保と職員処遇の充実

(7) 適切な給与水準の確保

職員の給与については、継続的な職員の確保を図る観点から、初任給格付基準、前歴換算表、標準職務表等を給与規定に明記し、かつ職員間に不均衡を生じさせないよう公平に運用するとともに、給与水準が施設所在地の地方公共団体等と比較して、著しく乖離することのないよう指導すること。

(4) 労働時間の短縮等労働条件の改善

施設における職員の確保策として、魅力ある職場づくりに努める必要がある。そのため、労働基準法に基づく週所定労働時

間四十時間の完全実施による労働時間の短縮、年次有給休暇の活用についての配慮を行うとともに、産休、育児休業等労働条件の改善に向けて指導すること。

(6) 業務体制の確立と業務省力化の向上

効率的な業務体制の確立及び業務省力化のための設備導入等について指導すること。

(8) 職員研修等資質の向上対策の推進

施設の職員は、入所者の多様なニーズに的確に対応していくことが求められており、社会福祉の専門職としての資質を確立していくことが必要である。このような観点から、各種研修会への積極的な参加及び内部研修等の充実、介護福祉士等の資格取得に対する配慮等の資質向上対策の推進の取組みについて指導すること。

(9) 福利厚生等の士気高揚策の充実

職員に対しての福利厚生、レクリエーション、健康管理増進の実施のための福利厚生センタ

ーの活用等士気高揚の取組みについて指導すること。

(10) 職員の確保及び定着化

適正な施設運営を確保し、入所者処遇を充実していくためには、必要な職員数の配置や質の高い専門職員の確保が必要である。そのためには、福祉人材センターの活用や労働条件等に配慮し、職員の定着化に努めるよう指導すること。

二 社会福祉法人及び施設の運営の適正化の推進

(11) 法人の運営管理体制の確立

施設の適正な運営を確保するためには運営の中核となる法人の理事会機能及び監事機能が充実されることが必要である。このため、理事会は適切な役員構成の下に、実際に法人運営に参画できる理事を選任し、理事会での適正な審議が確保されることが必要である。

また、監事は理事の業務執行、法人・施設の財産の状況、金銭の借入れの状況等についての監査を通じて、理事等に対する牽制効果を期待されているものであり、その監事機能を十分発揮するよう指導

すること。

(12) 施設の運営管理体制の確立

健全な施設運営を確保していくため、資格を有する専任の施設長を配置するよう指導するとともに、人事、労務面での規程等が適正に整備、運用されているか、施設設備等の整備、維持管理についても適切に行われているか等について指導すること。

また、高額繰越金等を有する施設に対しては、都道府県、指定都市及び中核市本庁が施設等の整備状況及び職員処遇、入所者処遇の状況について点検を行い、所要の改善を図るよう指導すること。

さらに、運営費の弾力運用については、指導監査を通じて、適正な施設運営が確保されているかを厳正かつ具体的に審査確認の上、適正に行われるよう指導すること。

(13) 内部牽制体制の確立

法人・施設が健全で安定的な運営をしていくためには、理事会の実質的審議、法人・施設の財産状況等を明確にする必要があることから、監事の職務及び役割が重要

であるので監事機能の充実に努めるよう指導する必要がある。

措置費の適正な執行を期するため、会計責任者と出納職員を明確にして適正な会計事務処理が確保されるよう指導すること。入所者預り金については、預金通帳と印鑑がそれぞれ別の者によって管理される等内部牽制体制の確保に努めるよう指導すること。さらに、預り金の収支状況について、入所者に対し定期的に通知するとともに必要に応じて家族等に通知するよう指導すること。

(4) 寄付金の取扱い

寄付金の受け入れに当たって、寄付者の意向に沿った会計処理を行うよう指導すること。また、入所者や施設職員から寄付を求めないか、取引業者からの寄付を受け入れる場合、社会的に誤解を招かないよう、その取引業者と法人・施設との契約が適正に締結された上で行われているかなどについて指導すること。

(5) 不祥事の未然防止対策の確立

不祥事の発生要因とその背景を

みると、①理事会の審議、監事の監査が形骸化していること。②理事長、施設長等役職員が親族等との特定な関係にある者で占められていること等により、理事長等一部の者の専断による法人・施設運営が行われていることに起因している。従って、指導監査に当たっては、これらの事項に留意して、不祥事の未然防止対策が十分機能しているかどうかについて検証するとともに、研修等を通じ法人・施設の幹部役職員に対し、施設の公共性に関する意識を高めるよう指導すること。

(6) 防災対策の充実強化

防災対策については、連絡・避難体制の確立、夜間又は夜間を想定した避難訓練及び消火訓練の実施、非常食等備蓄物資の確保、近隣施設及び地域住民等との地域ぐるみの防災体制の強化への取組等に万全を期するよう指導すること。

(7) 在宅福祉、地域福祉への積極的な取組み

施設はその専門的機能を地域に提供し、可能な限り地域との連携を深めていくよう指導援助すること。

と。

第二 実施機関に係る指導監査について

実施機関に対しては、入所措置及び本人支払額の決定事務について適正を期するよう指導すること。については、別紙二に示す「主眼事項及び着眼点」に基づき原則として年一回実施すること。

(1) 実施体制の確保

適正な職員の確保を行うとともに

に新任職員等に対する研修等を実施するよう指導すること。
(2) 適正な入所措置事務等の確保
適正に入所措置事務が行われ、かつ、入所者の身体的、精神的な状況に応じた処遇及び本人支払額の決定事務を適正に行うために、入所後も訪問調査を実施し、措置された状況を十分把握するよう指導すること。

別紙一 社会福祉法人・施設に係る指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
<p>第1 適切な入所者処遇の確保</p> <p>1 食事・リハビリ等入所者処遇の充実</p>	<p>施設の処遇について、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。</p> <p>施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。また、入所生活をゆとりのある、かつ、楽しみのあるものにするためのレクリエーションの実施等に創意工夫がなされているか。</p> <p>(1) 個別処遇方針は、適切に策定されているか。</p> <p>ア 個別処遇方針は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果に基づいて策定されているか。</p> <p>また、個別処遇方針は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたくらんで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。</p> <p>イ 処遇方針は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。</p>

- ウ 個別処遇方針に基づいた処遇が実践されているか。
- エ 入所者の処遇記録等は整備され、活用が図られているか。
- オ ケース処遇の進行管理は適切に行われているか。
- (2) リハビリテーションは、適切に行われているか。
- ア 機能低下を防止するために保護施設の個別リハビリ計画が策定されているか。
- イ 車いす、歩行器等は、必要な台数が確保されているか。
- (3) 適切な給食を提供するよう努められているか。
- ア 必要な栄養所要量が確保されているか。
- イ 嗜好調査、残食(菜)調査及び検査結果等を献立に反映しているかなど、食事のメニューに工夫がなされているか。
- ウ 検査は、適切な時間になされているか。(原則として食事前となっているか) 又、常に同一の職員により実施されているか。
- エ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。
- オ 新鮮な材料を用いてバランスのとれた食事が提供されているか。(安易に缶詰等の加工食品、既製品を用いていないか)
- カ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。(特に夕食時間は17時以降となっているか)
- キ 食事は適温で食べられるような配慮がなされているか。
- ク 入所者の身体状態に応じた食事のための自動具等の活用がなされているか。
- ケ 保存食は一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。
- コ 食器類の材質、種類に配慮がなされ、また、衛生管理に努められているか。
- サ 給食関係者の検便は毎月全員実施されているか。
- (4) 適切な入浴の確保ができるよう努められているか。
- ア 入所者の入浴は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。また、次回の入浴までの間については必要に応じて清拭等が行われているか。
- 特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴が確保されているか。

- イ 入浴に当たった時の健康状態のチェックは行われているか。
- ウ 身体状態に応じた入浴が行われているか。
- エ 自力で入浴可能な者については、入浴時間、入浴回数の配慮が行われているか。
- (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。
- ア おむつ交換時には、衝立、カーテンを活用するなど入所者の心情に配慮がなされているか。
- イ 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は障害に応じた工夫がなされているか。また、換気や保温に配慮がなされているか。
- ウ 便秘が続いている者に対する流腸、摘便等が適切に行われているか。
- エ おむつ交換時は、換気に配慮がなされているか。
- オ また、汚物は速やかに処理されているか。
- オ おむつ使用者に対するおむつ外しのため、ポータブル介助やトイレ誘導等の働きかけが行われているか。
- カ 夜間の排泄介助及びおむつ交換について、十分配慮がなされているか。
- (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努められているか。
- ア 入所者の被服は、季節、生活サイクルに合った衛生的な物を着用するよう配慮がなされているか。
- イ 起床後着替えもせず寝巻きのままとなっているか。
- ウ 入所者の被服の洗濯等は適切に行われているか。
- エ シーツ等寝具のリネン交換は適切に行われ、常に清潔なものとなっているか。
- (7) 医学的管理は、適切に行われているか。
- ア 定期の健康診断、衛生管理及び伝染病等に対する対策は適切に行われているか。
- イ 施設の種類、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか) また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。

ウ 急病等の場合の緊急連絡体制が整備されているか。
エ 入所者の外部への通院時の介添え、入所者の入院時の付添いについて配慮がなされているか。

(8) 家族との連携が積極的に取り組まれているか。

ア 入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。また、相談に対して適切な助言指導が行われているか。
イ 家族との連携が緊密に保たれているか。

入所者の身体状況の変化等について家族への情報提供等の配慮がなされているか。

また、家庭復帰が期待できる者については、実施機関及び家族との連携を図る等適切に対応されているか。

さらに、家庭復帰後の状況が適切に把握されているか。
ウ 家族の面会が長期にわたらない場合、家族に対し、来所についての働きかけが行われているか。

(9) 実施機関との連携が図られているか。

入所者の入所、退所の際及び入所者処遇等の実施にあたって必要な時期に、入所者の機能の状態、適性、能率等について検討を行いその更生の目標、実施方法等を決定し管理しているか。(入所者が適正な施設に適正な期間措置されているか等)

また、入所者診断会議には、必要に応じて実施機関の職員が参加できる体制が整えられるなど実施機関との連携が図られているか。

施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。

2 入所者の生活環境等の確保

ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。

また、障害に応じた配慮がなされているか。

イ 居室等が設備及び運営基準にあつた構造になっているか。

ウ 各居室、便所等必要な場所にカーテン等が設置され、入所者のプライバシーが守られるよう配慮がなされているか。

エ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切になされているか。

オ 居室、便所等必要な場所にナースコールが、設置され、円滑に作動するか。

カ 障害を有する入所者のために必要な車いす、歩行器等福祉用具が確保されているか。

3 入所者預り金管理の適正化等

(1) 入所者預り金の管理は、適正に行われているか。

ア 入所者の所持金を、自己管理が可能な者についてまで、一律に施設が預り金として管理されていないか。

イ 自己管理のための必要となる保管場所の確保等の配慮がなされているか。

ウ 入所者の依頼により預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に別々の場所に管理されているか。

エ 預り金の収支状況は、施設長により定期的(毎月)に点検されているか。

オ 預り金の払出しに当たっては、引き渡す職員以外の職員の立合の下に金銭授受が行われ、入所者からの受領印が徴されているか。

カ 預り金の収支の状況を定期的に入所者(必要に応じて家族等)に連絡しているか。

(2) 介護用品等の本人負担は、適切に行われているか。

ア 入所者の処遇に必要な医療介護用品、布団、毛布等の日常生活用品等であつて、施設会計で負担すべき経費を入所者に負担させていないか。

イ 行事の一環として行う費用(外食等)を入所者に負担させていないか。

(3) 遺留金品の引き渡し等は、適切に行われているか。

入所者が死亡した場合に、実施機関への通報及び実施機関の指示に基づく遺留金品の引き渡しは適切になされているか。

4 自立、自活等への援助

入所者個々の身体状況等を考慮し、施設種別毎の特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。

(1) 救護施設関係

ア 機能を回復し又は機能の減退を防止するための訓練又は作業は、計画が作成され適切に実施されているか。又、修繕等ための工夫がなされているか。

- イ 訓練又は作業の内容、時間は入所者の精神的、身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。
- ウ 精神障害者社会復帰対策等関係諸施策の活用が十分に検討されているか。
- エ 疾患に応じて医療機関との長期的な協力関係が確立されているか。
- オ 入所者の個別の状況等について、保護の実施機関との連携が図られているか。
- カ 通所事業の実施に当たっては、家族、保護の実施機関等関係機関と十分連携が図られているか。
- (2) 授産施設関係
 - ア 入所者に対し、個別的に更生計画と実施方法を決定するため、総合診断会議が開催されているか。
 - イ 入所者の作業能力評価を適切に行い、心理的更生、職業的更生について配慮がなされているか。
 - ウ 作業設備又は作業分担は、入所者の身体的状況等を勘案したものととなっているか。
 - エ 作業環境、安全管理は適切に行われているか。
 - オ 作業の内容、作業時間は入所者の身体的状況等を勘案した適正なものとなっているか。また必要に応じて授産科目の見直し等が行われているか。
 - カ 肢切断又は機能障害者に対し、作業能率を高めるための工夫がなされているか。
 - キ 入所者の作業記録が適正に記録されているか。
 - ク 授産事業に係る受注価格、販売価格は地域の同種の企業に比し適正なものとなっているか。
 - ケ 授産事業に係る収入・支出は、授産事業会計により適正に処理されているか。
 - コ 授産収入の算出、必要経費の算出は適正に行われているか。
 - サ 工賃の支払いは適正に行われているか。
 - シ 他の施設等の行う作業会計等との負担が適正に行われているか。

優秀な人材を安定的に確保するため、質向上のための研修の充

員の確保と職員処遇の充実

1 適切な給与水準の確保

2 労働時間の短縮等労働条件の改善

実や福利厚生の実施等、職員処遇が充実されるよう努められているか。

(1) 給与水準は、施設所在地の地方公共団体等の給与水準を勘案する等妥当なものとなっているか。

(2) 給与規程に初任給格付基準、前歴換算表、標準職務表が整備され、給与格付、昇格、昇給、各種諸手当等は適正に支給されているか。

また、非常勤職員等に対する雇用契約、賃金の支払い等が適正に行われているか。

(1) 労働時間、休暇関係

ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。

イ 労働時間の短縮についての促進が図られているか。(週所定労働時間40時間への改善が図られているか。又、時間短縮に向けた努力がなされているか。)

ウ 年次有給休暇等の取扱いは、適切に行われているか。

エ 産休、育児休業等の取扱いは、適切に行われているか。

(2) 夜勤、宿日直関係

ア 夜勤、宿日直等の取扱いは、適切に行われているか。

イ 寮母等の夜間勤務を行う者について、長時間勤務の解消について努力がなされているか。

また、設備、備品等夜勤等を行う者への福利厚生は、十分な配慮がなされているか。

(3) 健康管理関係

職員への健康診断は、適正に実施されているか。

また、寮母等夜間勤務を行う職員について6カ月以内ごとに1回行われているか。

(4) 退職手当関係

ア 退職手当共済制度への職員の加入は適正に行われているか。

(短期雇用者及び加入対象外施設職員等が含まれていないか。)

イ 社会福祉・医療事業団等に提出されている本俸月額を正しく理解され適正に届出が行われているか。

3 業務体制の確立と業務省力化の推進

業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。

ア 職員の所掌業務が明確にされ、それが有機的に機能されているか。

イ 専門職員、非常勤職員等各種の職員の組み合わせによるなど効果的な業務体制を確立するよう努めているか。

ウ 業務省力化機器の導入、業務の外部委託の推進等による業務の省力化の努力がなされているか。

4 職員研修等資質向上対策の推進

職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。研修が職員に対して計画的に行われているか。

また、参加者の偏りがないか。

イ 職種別の外部研修等への参加が行われているか。

エ 研修内容が、職員会議等において、他の職員へ周知・紹介されているか。又研修記録が整理されているか。

5 福利厚生等の士気高揚策の充実

福利厚生等の士気高揚策について、その充実が努めているか。職員に対するレクリエーション等士気高揚策について配慮がなされているか。

イ 職員の健康管理の増進等に努めているか。

ウ 福利厚生センター等が行う事業について、その活用に努めているか。

6 職員の確保及び定着化

職員の確保及び定着化について積極的に取り組まれているか。職員の計画的な採用に努めているか。

また、養成施設に対する働きかけは積極的にに行われているか。雇用条件の明示等職員採用の適正化に努めているか。

イ 労働条件の改善等に配慮し、定着促進及び離職防止に努めているか。

エ 福祉人材センター等が行う事業について、その活用に努めているか。

第3 社会福祉

適切な基本方針のもとに施設運営が行われているか。

法人及び施設運営の適正化の推進

健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努められているか。

1 法人の運営管理体制の確立

(1) 定款は、適正に整備されているか。

ア 定款は、定款準則に準拠したものとなっているか。また、事業内容は定款と相違していないか。

イ 定款及び登記事項の変更手続は適正に行われているか。

ア 役員構成、選任手続等は、適正に行われているか。

イ 役員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。

ウ 役員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。

エ 選任関係の書類が整備されているか。

オ 役員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。

また補欠役員は、前任者の残任期間となっているか。

ア 理事会等は、適正に機能されているか。

また、議事録は審議経過がわかるように各理事の意見等が正確に記録・保存されているか。

イ 理事会は適宜、必要な時期に開かれているか。

ウ 理事長及び一部の者による専断がなされていないか。

エ 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事はいないか。

オ 理事会において、事業計画の推進及び借入金金の償還等、法人・施設の中・長期的な安定運営を図るための審議が行われているか。

カ 研修等に役員が積極的に参加しているか。

キ 評議員会を設置する必要がある法人に適切な指導が行われているか。

(4) 監事監査は、適正に行われているか。

ア 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について十分な監査が行われているか。

イ 監事報告書を作成し、理事会及び所轄庁に報告後、法人にお

- いて保存されているか。
- イ 基本財産・運用財産等は明確に区分され、適正に管理されているか。
- ロ 定款に定める基本財産（土地・建物の所在地、面積）と登記簿簿本は、一致しているか。
- ウ 基本財産を、所轄庁の承認を得ずに、処分、貸与し又は担保に供されていないか。
- (6) 借地に関わる利用権の設定・登記は適正になされているか。建物を存する土地が民間からの借地である場合、契約書が整備され利用権が設定、登記されているか。
- (7) 会計処理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。
- ア 経理規程及び諸帳簿は適正に整備、運用されているか。
- イ 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また事務、手続過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されているか。（辞令が交付されているか）
- ウ 本部分計、特別会計等の会計単位が明確にされ、それぞれの予算の作成、執行は適正に行われているか。
- エ 決算関係書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書、決算付属明細表）は適正に整備保存されているか。
- オ 業者選定や契約手続は、適正に行われているか。
- カ 施設会計と本部分計等会計相互間における貸借が滞りに行われていることはないか。
- キ 資金計画及び借入金の償還は、適正に行われているか。
- ク 基金、繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理、運用されているか。
- ク 債権・債務の発生要因は適正な事由によるものか。又、管理は適正に行われているか。
- (8) 運営費の弾力運用は、適正に行われているか。
- 民間施設給与等改善費の管理費加算相当額及び運用収入並びに繰越金等からの本部分計への繰入は適正に行われているか。
- また、充当経費は適正に扱われているか。
- (1) 事業計画は、適切に策定され遂行されているか。また、事業報

管理体制の確立

- 告は適切になされているか。
- (2) 必要な諸規程は、整備されているか。
- 管理規程、就業規則等必要な規程が整備、運用されているか。
- 人事管理は、適正に行われているか。
- (3) ア 直接処遇職員等は、配置基準に基づいて必要な職員が確保されているか。また、定着化に努めているか。
- イ 通所事業などを実施する施設にあつては、指導員等の加配が行われているか。
- ウ 職員研修は具体的に計画が立てられ、積極的に進められているか。
- エ 労務管理等施設の運営管理は適正に行われているか。
- また、労働基準法関係の諸届出は適正になされているか。
- (4) ア 施設長の資格要件は満たされているか。
- イ 施設長は専任者が確保されているか。
- 施設長が他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。
- (5) 施設設備は、適正に整備されているか。
- 施設設備は「設備及び運営基準」に抵触していないか。
- また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。
- (6) 運営費の弾力運用は、適正に行われているか。
- ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。
- イ 運用収入の本部分計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。
- ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。
- エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。
- また、取り崩し等についての県（市）への協議は適正に行われているか。
- (7) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要改善を要するところはないか。
- 高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処

遇に改善を要するところはないか。

(8) 会計経理は経理規程等に基づいて適正に行われているか。

ア 諸帳簿は適正に整備、運用されているか。

イ 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされる等内部牽制組織が確立されているか。(命令が交付されているか。)

ウ 施設会計の予算の作成、執行は適正に行われているか。

エ また、決算関係書類(財産目録、貸借対照表、収支計算書、決算付属明細表)は適正に整備保存されているか。

オ 業者選定や契約手続は適正に行われているか。

カ 医師にかかると嘱託契約は、勤務日時、手当額等を明確にした適正な契約書をもって締結されているか。

ク 施設会計と本部会計等会計相互間における貸借が濫りに行われていないか。

(9) その他の施設運営に関する事項

ア 施設運営に関する自主的内部点検が行われているか。

イ また、実施水準の向上に、職員の創意工夫等が反映されているか。

ウ 市町村、保健所、医療機関、社会福祉協議会等との連携は、適切に行われているか。

エ 介護機器・省力化機器の設備導入等の創意工夫が行われているか。

オ 感染症等の予防対策は、適切に行われているか。

3 内部牽制体制の確立

(1) 社会福祉法人の財産の状況及び理事の業務執行の状況が法令通知等に基づいて適正に処理されているかどうかの監事監査が行われているか。

(2) 役員が親族等の特殊の関係にある者で占められていないか。

(3) 入所者の預り金を保管している場合、預金通帳保管者、印鑑保管者がそれぞれ別に定められ、その保管も適切に別々の場所に管理されているか。また、引き継ぎ職員以外の職員の立会の下に金銭授受が行われているか。

(4) 会計責任者と出納職員は別の者が任命され、また、事務手続過程における役割が明確にされているか。

4 寄付金の取扱

寄付金の取扱いは、適正に行われているか。

ア 寄付金の受入れは寄付者の意向に沿った会計区分となつていないか。

イ 濫りに入所者及びその家族に寄付を求めているか。

ウ 濫りに職員に寄付を求めているか。

エ 濫りに取引業者等に寄付を求めているか。

オ また、取引業者等からの寄付の受入れを行う場合、その業者と法人・施設との契約が適正に締結されたうえで行われているか。

カ 寄付金台帳、寄付申込書及び受領書(控)は整理、保存されているか。

5 不祥事未然防止対策の確立

(1) 理事会及び監事監査関係

ア 理事会及び監事監査機能が形骸化していないか。

イ 理事長、施設長による専断がなされていないか。

ウ 理事長、施設長等は、役員等研修会に積極的に参加しているか。

(2) 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事がその議事の議決に加わっていないか。(理事に建設請負業者や物品納入業者が加わっている法人が建設請負契約や物品納入契約を行おうとする場合等)

(3) 資金管理関係

ア 資金の借入れを行う場合、理事会の十分な審議(使途、担保物件、償還計画等)を経て行われているか。

イ 法人・施設の資金を他に貸し付ける等不適切な取扱いがなされていないか。

ウ 法人・施設の資金を濫りに内部流用していないか。

エ 資金計画及び借入金金の償還は適正に行われているか。

(4) 工事の発注、物品、給食材料の購入等は、適正に行われているか。(例えば、給食材料費等は周辺施設と比較して大きく乖離していないか)

(5) 会計責任者又は高額物品の購入については、競争入札されているか。また、契約書等は取り交わされているか。

(5) 会計経理・給与関係

別紙二 実施機関に係る指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
<p>措置の実施機関における入所措置等の適正化の推進</p> <p>1 実施体制の確保</p>	<p>(1) 入所措置を行うための職員配置などの組織体制が確立されているか。</p> <p>(2) 新任職員等に対する研修は行われているか。</p> <p>(3) 措置台帳等諸帳簿は整備されているか。</p>
<p>2 適正な入所措置事務等の確保</p>	<p>(1) 適正な入所措置事務は、確保されているか。</p> <p>ア 適正に入所措置事務が行われているか。</p> <p>イ 入所措置について、より必要性の高い者を優先して措置されているか。</p> <p>(2) 入所措置後の援助は、適正に行われているか。</p> <p>ア 入所措置後の継続の要否について見直しが行われているか。</p> <p>また、措置変更事由が生じた場合の措置換えは適正に行われているか。</p> <p>イ 入所者診断会議に必要に応じて担当職員を参加させているか。</p> <p>また、その際措置期間、措置施設の変更等の必要が認められた場合には、措置の変更等の手続きが適切に行われているか。</p> <p>ウ 入所措置後、年1回以上は訪問調査を行い、更生状況等の確認が適切に行われているか。また、その状況は記録として残されているか。</p> <p>エ 死亡等による入所措置解除については、速やかにその手続きが行われているか。</p> <p>また、遺留金品の処分については、関係職員立会いのもとに適切に行われているか。</p>
<p>3 適正な保護の決定事務の確保</p>	<p>入所者本人支払額の決定事務は適正に行われているか。</p>

<p>7 在宅福祉、地域福祉への積極的な取り組み</p>	<p>ア 給与は、適正に支給されているか。(職員の勤務実態と出勤簿、給与台帳、源泉徴収票、退職共済加入者名簿等関係書類は一致しているか。)</p> <p>イ 不当に預金等を担保に資金の借り入れが行われていないか。また、手形は振り出されていないか。</p> <p>ウ 会計経理事務の実施において内部牽制体制が確立されているか。</p> <p>エ 現金残高、預金残高及び有価証券等と諸帳簿は一致しているか。</p> <p>また、法人の監事監査及び内部監査において、同様の突合が行われているか。</p> <p>(6) 入所者預り金等関係 入所者預り金、寄付金及び遺留金品の取扱いは、適正に行われているか。</p> <p>防災対策について、その充実強化に努められているか。</p> <p>ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。</p> <p>イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。</p> <p>ウ 非常食等の予測される物質の把握及び平常時からの相互支援関係にある施設、近隣施設等の協力体制について検討されているか。</p> <p>エ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、年2回以上適切に実施され、そのうち1回は夜間又は夜間を想定した訓練が実施されているか。</p> <p>施設設備を可能な限り地域に開放し、地域との連携が深められているか。(婦人会、各種ボランティア活動等)</p>
<p>6 防災対策の充実強化</p>	<p>7 在宅福祉、地域福祉への積極的な取り組み</p>